

REPORT 2024

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

北はるか農業協同組合

DISCLOSURE CONTENTS

ごあいさつ

I. JA北はるかの概要	1
1. 経営理念・経営方針	1
2. 主要な業務の内容	3
3. 経営の組織	6
4. 社会的責任と地域貢献活動	9
5. リスク管理の状況	11
6. 自己資本の状況	13
II. 業績等	14
1. 直近の事業年度における事業の概況	14
2. 最近5年間の主要な経営指標	16
3. 決算関係書類(2期分)	17
III. 信用事業	37
1. 信用事業の考え方	37
2. 信用事業の状況	38
3. 貯金に関する指標	40
4. 貸出金等に関する指標	41
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	45
6. 有価証券に関する指標	46
7. 有価証券等の時価情報	47
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49
9. 貸出金償却の額	49
IV. その他の事業	50
1. 営農指導事業	50
2. 共済事業	50
3. 販売事業	52
4. 利用加工事業	52
5. 購買事業	52
V. 自己資本の充実の状況	53
1. 自己資本の構成に関する事項	53
2. 自己資本の充実度に関する事項	55
3. 信用リスクに関する事項	58
4. 信用リスク削減手法に関する事項	62
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	63
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	63
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	64
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	66
9. 金利リスクに関する事項	66
VI. 役員等の報酬体系	68
1. 役員	68
2. 職員等	69
3. その他	69
VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認	70
VIII. 沿革・歩み	71
IX. 記載項目	73

I. J A北はるかの概要

1. 経営理念・経営方針

○経営理念

キーワード 「地域と共に 信頼と絆で結ぶ 活力ある農業」

自主自立と相互扶助の精神に基づき組織された協同組合の理念を尊重し、「組合員のために」というJ Aの使命を認識し、組合員の所得向上と生活を守るため全力を注ぎます。

地域の基幹産業である農業を振興し、担い手の確保と育成を行い、活力と魅力ある農村の実現と豊かな地域社会の発展に寄与します。

道北の地域性を活かしたクリーンな農業を目指し、「食の安心・安全」を通じ、人々の生活と心を豊かにします。

地域に信頼され、必要とされるJ Aであり続けるために、住民のニーズに応え、魅力ある豊かな地域社会の発展に貢献します。

○基本目標（J Aのビジョン）

[地域農業]

- 担い手の確保と育成を進めるため「担い手対策室」を中心に関係機関と連携し事業の拡充を図ります。
- 生乳の生産拡大を図るため畜産クラスター等事業の積極的活用を図り、生産体制の変革に取り組みます。
- 重要品目の作付け推進と販売力の強化及び生産コストの低減に取り組み農業所得の増大を図ります。

[J A組織・財務]

- J Aグループ北海道の将来ビジョン『北海道550万人と共に創る「力強い農業」と「豊かな魅力ある地域社会」』の実現に向けて力強く持続可能な（SDGs）地域農業の実現に取り組みます。
- 組合員や地域社会のニーズに対応できる機能的な機構改革と人員の配置に取り組みます。
- 不採算部門の収支改善に取り組み安定的な事業利益確保や計画的な施設投資を実施し、経営基盤の強化に取り組みます。
- 剰余金の内部留保や出資増口を含めた自己資本の増強に努め、自己資本比率向上に取り組みます。
- J A間の事業連携の取り組みを検討します。

○行動指針

- 組合員と徹底した話し合いを行い、農業所得を向上させる取り組みを実施いたします。
- 営農基本技術の励行と、生産から販売までのトータルコストの削減を図ります。
- コンプライアンスを遵守し、誰もが公正・誠実に行動いたします。
- 組合員広報や地域PR誌を作成し、J Aを理解していただき応援団を増やします。

<第30回 J A北海道大会決議の実践方策>

議案第1号「J A運営の好循環」に向けて対話の成果を実践～加速する社会・経済環境の変化への適応

○組合員との対話を通じた「実践方策」の設定、実践・改善を繰り返すPDCAサイクルの実践

○対話の着眼点で掲げた事項への対応

- ① 農業所得の増大・生産基盤の確立
- ② 地域における生活基盤の安定
- ③ 人づくり（組合員）
- ④ 人づくり（役職員）
- ⑤ J Aの健全な財務体質の確立
- ⑥ J A収支の安定・確保
- ⑦ 北海道農業やJAに関する地域住民理解の醸成

議案第2号「J A運営の好循環」を支える人づくり・J A経営の強化

① 組合員の人づくり

- ・ 組織活動の強化・活性化
- ・ 協同組合運動の意義・必要性を学ぶための組合員向け情報発信の強化
- ・ 次世代リーダー育成に向けた研修体系の構築

② J A役職員の人づくり

- ・ 役員の自己錬磨によるリーダーシップの発揮
- ・ 「人事労務基本方針」等の体系構築・見直し
- ・ 事業運営に必要な人員体制の確保・定着

③ J A経営基盤の確立・強化

- ・ 収支シミュレーションを基にした収支改善サイクルの実践

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

種 類	特 徴	期 間	預入金額	
普通貯金	お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通貯金の機能に加えて1つの通帳に定期貯金がセット出来るのが特色で、定期貯金の残高90%以内(最高300万円)で自動融資を受けます。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー貯蓄貯金	普通貯金や総合口座のように自動受取・自動支払機能はありませんが、普通貯金より有利な金利を設定しており、残高が増えるほど金利が段階的にアップする貯金です。またキャッシュカードもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
定期貯金	スーパー定期貯金	短期運用から長期運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。	1ヶ月以上 5年以内	1円以上
	期日指定定期貯金	1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しになれます。又、元金の一部お引出しも出来ます。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上
	大口定期貯金	大口資金の高利回り運用に最適です。	1ヶ月以上 3年以内	1千万円以上
	変動金利定期貯金	お預入れの日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することが出来ます。期間3年だと半年複利でお得になります。	1年以上 3年以内	1円以上
定期積金	目標額に合わせて、毎月の預入指定日に積立てる貯金です。積立期間は6ヶ月以上5年以内の間で自由に選べますから、プランに添って無理なく目標が達成できます。	6ヶ月以上 5年以内	1千円以上	

《商品・サービスご利用にあたっての留意事項》

貯金商品やサービスにつきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなどそれぞれの商品やサービスの特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用ください。

■ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、農林漁業金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

種 類	資 金 使 途	融資金額	融資期間
多目的ローン	結婚費用・旅行費用・医療・出産費・耐久消費財などの生活資金全般。 ※但し、資金使途が確認できるものに限りです	最高300万円まで	10年以内
住宅ローン	住宅の新築・購入・リフォーム・土地の購入	最高5,000万円まで	35年以内
教育ローン	ご子弟の入学金・授業料などの学費の支払下宿代など	最高500万円まで	最長15年以内 在学期間中は元金据置も可
マイカーローン	乗用車・オートバイ等の購入資金	最高500万円まで	10年以内
カードローン	使途自由。極度額の範囲で何度でもご利用になれます	最高50万円まで	1年 (自動更新)

※ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査がございます。

※所定の出資金が必要な場合があります

■ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

■ サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

共済事業

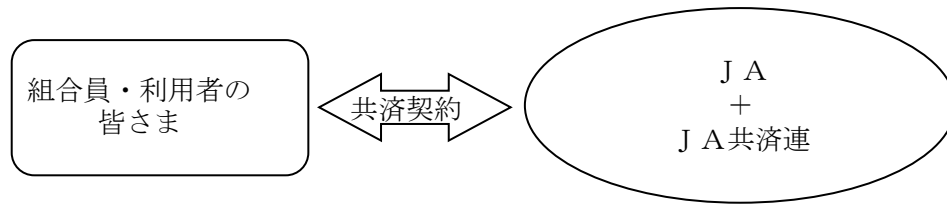
JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

種 類	こんな方に・・・	ご加入年齢
医療共済	さまざまな病気やケガの保障が一生ほしい	0歳～75歳
終身共済	長い人生のベースとなる保障がほしい	0歳～75歳
がん共済	すべてのがんに対する幅広い保障がほしい	0歳～75歳
予定利率変動年金共済	老後の生活資金の準備を始めたい	18歳～85歳
養老生命共済	万一の保障と各種の資金づくりがほしい	0歳～75歳
こども共済	お子様の教育・結婚資金を蓄えたい	0歳～12歳
建物更生共済	大切な財産を火災や自然災害などから守りたい	-
自動車共済	自動車事故に確かな保障がほしい	-

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、平成17年4月1日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

営農指導事業

営農指導事業は、J A 事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJ A の収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的にはJ A に経済的利益をもたらしません。他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

経済事業

◇販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、J A が組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた生産を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

◇購買事業

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂等、親しまれる生活物資の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することであり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJ A 購買事業の特色でもあります。

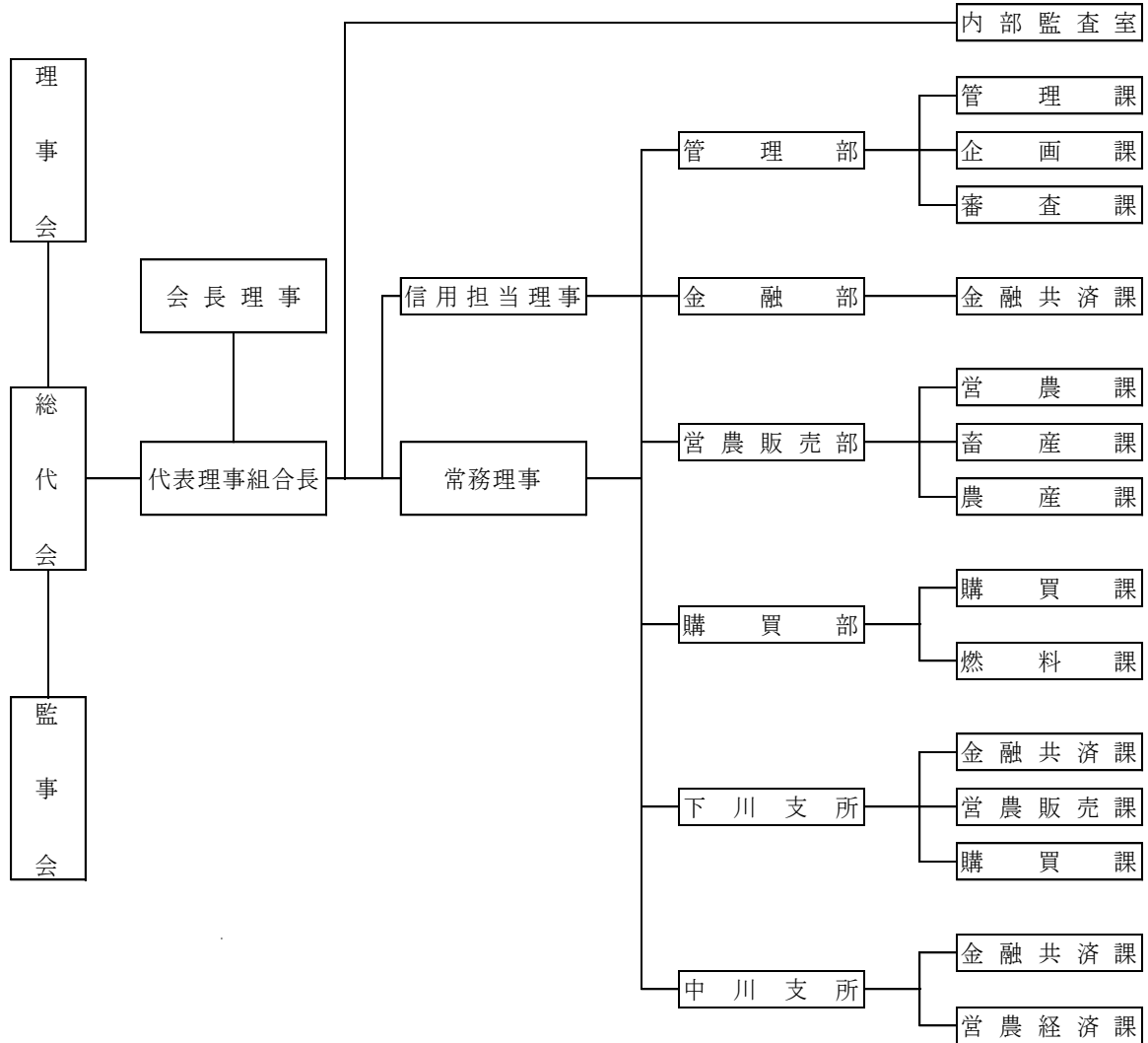
◇生産施設事業

生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、J A の協同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

J A 北はるかんの生産施設は、もち米、小麦、そばの乾燥調整施設、もち米の色彩選別施設、南瓜、アスパラ、フルーツトマト、サヤエンドウ、じゃがいも等の共同選別施設があります。

3. 経営の組織

① 組織機構図 (令和 6年 1月31日現在)



② 組合員数

(令和6年1月現在)

	R4年度末	R5年度末	増減
正組合員数	509	501	△8
個人	475	465	△10
法人	34	36	2
准組合員数	912	882	△30
個人	853	824	△29
法人	59	58	△1
合計	1,421	1,383	△38

③ 組合員組織の状況

(令和6年1月現在)

組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数
青年部	品地一彰	32名
女性部	荒谷弘美	23名
もち米生産組合	深澤光宏	24名
酪農振興協議会	渡辺直秀	68名
美深町営農集団連絡協議会	結城広康	11集団

当JAの組合員組織を記載しています。

④ 地区一覧

美深町 一円 音威子府村 一円 下川町 一円
 中川町 一円 名寄市 一円

⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

(令和6年1月現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
会 長	中 瀬 省	理 事	谷 口 直 喜
代 表 理 事	小 林 治 雄	理 事	及 川 幸 雄
常 務 理 事	渡 辺 幸 一	理 事	荒 谷 博 文
理 事	竹 本 一 学	理 事	松 本 芳 則
理 事	土 田 和 博	代 表 監 事	佐 藤 導 謙
理 事	内 山 敦 博	監 事	草 刈 昇 一
理 事	日 野 秀 世	常 勤 監 事	米 村 敏 明
理 事	古 川 満 之		

⑥ 会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第37条の2の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表並びにその附属明細書については、「みのり監査法人」の監査を受けております。

⑦ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和6年1月現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD/ATM設置台数
美深本所	中川郡美深町字大通北2丁目12番地	(01656) 2-1601	1台
下川支所	上川郡下川町共栄町1番地1	(01655) 4-2561	1台
中川支所	中川郡中川町字中川308番地	(01656) 7-2821	1台

(店舗外CD・ATM設置台数 0 台)

⑧ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

(令和6年1月現在)

区分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業 代理業者	該当はありません		
共済代理店	(有)共栄モータース	中川郡美深町字敷島65番地	中川郡音威子府村字音威子府
	(有)田中モータース	中川郡美深町東3条北3丁目	なし
	(株)坂井モータース	中川郡美深町西1条南1丁目	なし
	(有)北美自工	中川郡美深町字南町30番地	なし

4. 社会的責任と地域貢献活動

開示項目	開示内容	
◆ 全般に関する事項		
■ <u>協同組織</u> の特性	<p>「当組合は、美深町、音威子府村、下川町、中川町、名寄市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。</p> <p>当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。</p> <p>また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。」</p>	
組 合 員 数	1, 3 8 3 名	
出 資 金	7 4 1, 7 5 1 千円	
1. 地域からの資金調達の状況		
■ 貯金・積金残高	2 2, 4 8 8, 7 8 0 千円	
■ 貯金商品	○年金定期貯金 (年金振込口座のあるお客様)	
2. 地域への資金供給の状況		
■ 貸出金残高	(単位; 千円)	
	組合員等	3, 0 4 6, 5 4 5
	地方公共団体	-
	その他	9 3, 3 4 5
■ 制度融資取扱状況	<ul style="list-style-type: none"> ○農業近代化資金 ○農業経営負担軽減支援資金 ○畜産特別資金 ○農業経営基盤強化資金 ○農業基盤整備資金 	
■ 融資商品	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅ローン ○マイカーローン ○教育ローン 	

開示項目例	開示内容
3. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）	
<p>■ 文化的・社会的貢献に関する事項</p>	<p>○地域行事への参加 ○少年野球大会の開催 ○各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援</p>
<p>■ 利用者ネットワーク化への取り組み</p>	<p>○年金友の会(パークゴルフ大会・旅行等の開催)</p>
<p>■ 情報提供活動</p>	<p>○組合員だより等の J A 広報誌の発行 ○インターネットや F A X 等を通じた組合員等利用者への情報提供</p>
<p>■ 店舗体制</p>	<p>○本 所 北海道中川郡美深町字大通北2丁目12番地 ○下川支所 北海道上川郡下川町共栄町1番地1 ○中川支所 北海道中川郡中川町字中川308番地</p>

■ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

なお、当JAでは有価証券運用は行っておりません。

運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

■ 法令遵守の体制（コンプライアンスの取組みについて）

○ 基本方針

当JAは平成15年の合併以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

○ 運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所にコンプライアンス推進委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外監事の登用
- ・ 学識経験理事（実践的能力者）の登用
- ・ 理事会・監事会の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 融資審査体制の独立による整備
- ・ 内部審査室の設置
- ・ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 役職員の法務研修派遣の実施
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

■ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 金融部金融共済課〔電話：01656-2-1062（午前9時から午後5時〈金融機関の休業日を除く〉）〕

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口または一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所（以下、「JAバンク相談所」という。）にお申し出ください。

JAバンク相談所（03-6837-1359）の受付日および受付時間は次のとおりです。

- ・ 受付日 月曜日から金曜日（金融機関の休業日を除く）
- ・ 受付時間 午前9時～午後5時

弁護士会で紛争の解決を図ることができますので、利用を希望されるお客さまは、苦情申出先またはJAバンク相談所にお申し出ください。JAバンク相談所から札幌弁護士会紛争解決センター（011-251-7730）へのお取次ぎを致します。なお、直接お申し出いただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年1月末における自己資本比率は、18.31%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	北はるか農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	741百万円（前年度733百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ. 業 績 等

1. 直近の事業年度における事業の概況

第21回通常総代会の開催にあたり、組合員の皆様に事業の概況をご報告申し上げます。
本年度は、新型コロナウイルス感染症が5月から「5類感染症」へと位置づけが変更され徐々に人の移動も活発になり経済が動き出したように感じます。しかし、ロシアとウクライナの戦闘状態は今も続いており、穀物相場の上昇や肥料原料などの生産資材価格に大きな影響を残しております。

また、9月からはイスラエルのパレスチナガザ地区への進行が始まり年をあけても戦闘状態が続き中東の地域不安や物流における輸送不安が続いている国際情勢です。

国内においては1月1日に発生した能登半島地震により甚大な被害が発生しております。被災された地域・人々にお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈りいたします。

昨年の天候は夏場における酷暑と降雨により麦類の収量と品質の低下、蕎麦においても湿害で減収となりました。青果関係では南瓜の着果が悪く収量の減少と高温多湿による品質への影響が心配されましたが、価格においては近年にない単価高となり取扱高は計画を上回ることが出来ました。農産・青果の取扱高は計画の23億円を確保いたしました。

酪農畜産では生乳の減産計画の中、初妊牛の価格をはじめ乳牛の個体販売価格が下落しましたが全国的な酷暑により乳牛の事故や後継牛の不足が懸念されることから価格が上昇しております。

生乳の価格も生産費の高止まりを反映して乳価が値上がりしておりますが、農家経済は予断を許さない環境です。生乳の生産量は中川の大規模法人の生産が伸びたことと、単価高により計画を上回る46億円の実績となりました。肉牛の販売価格においては全国的な販売頭数の増加により価格の下落が見られます。需要の回復や輸出による販路の拡大に期待するところです。

畜産の販売取扱高は計画を上回る74億円となり、販売事業合計では計画を上回る97億円の実績となりました。

購買事業は燃油・生産資材の価格高止まりと取扱の増加を反映し34億円の実績となりました。

貯金の期末残高は224億円となり前年を上回りました。共済事業では生命系共済の満期により長期共済保有高は減少傾向が続いております。

以上により、JAの本事業年度の決算は当期剰余金1億23百万円を確保することが出来ました。

組合員皆様の各事業へのご利用とご協力によるものと感謝申し上げます。

剰余金処分（案）につきましては、事業分量配当2.5%・出資配当1%を実施したうえで「経営基盤強化積立金」・「施設拡充基盤強化積立金」等に積立を行い組合員資本の充実を図るため内部留保とすることを提案いたします。

今後とも、役職員一同、地域農業の発展とJAの健全経営に取り組んでまいりますので、引き続き組合員皆様のご協力と各系統・関係団体や各行政のご支援とご協力をお願い申し上げます。

① 信用事業

長期にわたる燃油・資材等高騰による経営収支の圧迫や自然災害に伴う農業被害があったものの皆様のご協力で普通貯金が増加し、貯金残高は224億89百万円と前年を大きく上回ることが出来ました。一方、貸出金については、農機具の更新等による融資はありましたが、償還による減少が大きく、31億39百万円となっております。

なお、預金は、北海道信連へ増資をしましたが、普通貯金の増加により伸びております。

② 共済事業

自然災害（積雪・暴風等）により、皆さんの財産に多大な影響を受け、損害への補てんや評価の見直しによるお手伝いをさせていただき、新規契約24億10百万円となりました。

しかしながら、近年においては貯蓄系の満期や高齢化に伴い、継続が伸びず保有実績が大きく減少しております。

また、共済金9億77百万円（うち2億16百万円が建物による災害）をお支払いしております。

③ 購買事業

肥料においては昨年度より値下げになったものの、高止まりが続いております。飼料・その他資材等は原材料コスト・輸送運賃等の上昇により、ほぼ生産資材全般が値上げになりました。組合員の皆様には早期とりまとめにご協力いただき感謝申し上げます。

石油類においても、中東情勢悪化による原油価格高騰が続いており、営農にも多大な影響を与えております。供給高全体では計画を大きく上回り34億52百万円（計画対比110.0%）となりました。

④ 販売事業

<農産・青果>

春の融雪は順調に進み水稻・畑作ともに良いスタートを切る事が出来ました。7月までは全体的豊作基調で推移いたしましたが、8月以降は記録的な猛暑、そして地域においては豪雨と過去に例を見ない異常な天候が続きました。その影響により多くの品目において、収量の減少や品質の低下が見られました。アスパラ、南瓜等青果部門においては猛暑による品不足、外食産業の活性化等の影響により、販売単価の上昇が見られ、取扱高は、農産・青果部門合わせて、23億96百万円（計画比103.5%）を確保する事が出来ました。

<酪農・畜産>

令和4年度に引き続き厳しい状況が依然として酪農・畜産部門において続いています。生乳の需給は消費の低迷と供給過剰な状態が長期化し、その対策としての生乳生産抑制対策にご協力を頂きました。乳価については、飲用・加工乳ともに期中において改定がなされましたが、生産費の上昇、個体価格の下落を補う水準に至ってはいない状況にあります。

畜産部門においても飼料等生産費用の高止まり、個体販売価格の低迷、消費の伸び悩み等厳しい販売環境が続いています。

取扱高については、乳価の期中改定の影響により73億96百万円（計画比102.0%）となりました。

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
経常収益	3,993	3,752	4,152	2,860	3,245
信用事業収益	170	156	147	145	144
共済事業収益	107	101	102	100	96
農業関連事業収益	2,759	2,632	3,253	1,877	2,183
その他事業収益	957	862	650	738	821
経常利益	59	73	73	121	140
当期剰余金(注)	43	39	55	87	123
出資金	690	728	743	733	742
出資口数	1,379,796	1,455,972	1,485,623	1,466,255	1,483,502
純資産額	1,750	1,819	1,877	1,925	2,022
総資産額	24,425	24,697	25,228	25,254	25,923
貯金等残高	21,421	21,759	22,017	21,768	22,489
貸出金残高	3,173	3,125	3,156	3,431	3,140
有価証券残高	-	-	-	-	-
剰余金配当金額	7	7	22	37	37
出資配当の額	7	7	7	7	7
事業利用分量配当の額	-	-	15	30	44
職員数	99人	101人	97人	92人	92人
単体自己資本比率	17.24%	17.96%	17.97%	18.59%	18.31%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類(2期分)

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	R 4 年度	R 5 年度	科 目	R 4 年度	R 5 年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	22,052,988	22,522,049	1 信用事業負債	22,261,188	22,762,640
(1) 現金	174,726	104,928	(1) 貯金	21,767,526	22,488,780
(2) 預金	18,364,751	19,196,872	(2) 借入金	237,067	187,979
系統預金	(18,076,840)	(18,763,452)	(3) その他の信用事業負債	219,189	57,290
系統外預金	(287,911)	(433,420)	未払費用	(3,498)	(2,630)
(3) 有価証券	-	-	その他の負債	(215,691)	(54,660)
国債	-	-	(4) 睡眠貯金払戻損失引当金	-	-
地方債	-	-	(5) 債務保証	37,406	28,591
政府保証債	-	-	2 共済事業負債	68,783	71,907
金融債	-	-	(1) 共済借入金	-	-
(4) 貸出金	3,431,428	3,139,890	(2) 共済資金	32,110	34,382
(5) その他の信用事業資産	84,475	77,223	(3) 共済未払利息	-	-
未収収益	(83,251)	(76,675)	(4) 未経過共済付加収入	36,630	37,481
その他の資産	(1,224)	(548)	(5) 共済未払費用	42	44
(6) 債務保証見返	37,406	28,591	(6) その他の共済事業負債	1	-
(7) 貸倒引当金	△ 39,798	△ 25,455	3 経済事業負債	553,499	504,456
2 共済事業資産	2	57	(1) 支払手形	-	-
(1) 共済貸付金	-	-	(2) 経済事業未払金	522,473	475,204
(2) 共済未収利息	-	-	(3) 経済受託債務	-	-
(3) その他の共済事業資産	2	57	(4) その他の経済事業負債	31,025	29,252
(4) 貸倒引当金	-	-	前受収益	(17,758)	(16,098)
3 経済事業資産	813,829	893,438	その他の負債	(13,268)	(13,155)
(1) 受取手形	-	-	4 設備借入金	-	-
(2) 経済事業未収金	281,399	267,488	5 雑負債	372,639	480,292
(3) 経済受託債権	3,723	4	(1) 未払法人税等	10,983	25,495
(4) 棚卸資産	204,075	213,648	(2) リース債務	249,616	342,365
購入品	(189,549)	(198,858)	(3) 資産除去債務	57,047	57,429
販売品	1,210	1,501	(4) その他の負債	54,993	55,003
その他の棚卸資産	(13,316)	(13,289)	6 諸引当金	73,438	81,868
(5) その他の経済事業資産	326,424	414,322	(1) 賞与引当金	4,570	4,799
未収収益	(49,161)	(56,953)	(2) 退職給付引当金	52,263	58,249
その他の資産	(277,262)	(357,370)	(3) 役員退職慰労引当金	16,605	18,820
(6) 貸倒引当金	△ 1,792	△ 2,024	7 繰延税金負債	-	-
4 雑資産	408,484	360,708	8 再評価に係る繰延税金負債	-	-
(1) 組勘未決済勘定	236,057	194,978	負債の部合計	23,329,546	23,901,164
(2) その他の雑資産	172,427	165,730	(純資産の部)		
5 固定資産	671,436	634,403	1 組合員資本	1,919,478	2,014,210
(1) 有形固定資産	671,436	634,403	(1) 出資金	733,128	741,751
建物	1,410,352	1,401,796	(2) 資本準備金	2,174	2,174
機械装置	388,499	388,499	(3) 利益剰余金	1,185,013	1,270,777
土地	77,166	87,604	利益準備金	601,053	619,053
リース資産	-	-	経営基盤強化準備金	364,797	374,797
建設仮勘定	-	-	施設拡充強化積立金	105,000	110,000
その他の有形固定資産	312,722	314,149	税効果積立金	17,710	17,710
減価償却累計額	△ 1,517,303	△ 1,557,645	当期未処分剰余金	96,452	149,217
(2) 無形固定資産	-	-	(うち当期剰余金)	(87,052)	(123,087)
リース資産	-	-	(4) 処分未済持分	△ 836	△ 492
その他の無形固定資産	-	-	2 評価・換算差額等	5,379	7,380
6 外部出資	1,292,010	1,493,667	(1) その他有価証券評価差額金	5,379	7,380
(1) 外部出資	1,292,010	1,493,667	(2) 土地再評価差額金	-	-
系統出資	(1,109,660)	(1,308,260)	純資産の部合計	1,924,857	2,021,590
系統外出資	(182,350)	(185,407)			
子会社等出資	-	-			
(2) 外部出資等損失引当金	-	-			
7 前払年金費用	-	-			
8 繰延税金資産	15,654	18,432			
9 再評価にかかる繰延税金資産	-	-			
10 繰延資産	-	-			
資産の部合計	25,254,404	25,922,754	負債及び純資産の部合計	25,254,404	25,922,754

損益計算書

(単位：千円)

科 目	R 4 年度	R 5 年度	科 目	R 4 年度	R 5 年度
1 事業総利益	651,873	667,841	(9) 保管事業収益	13,697	11,038
事業収益	2,860,394	2,878,160	(10) 保管事業費用	3,937	4,429
事業費用	2,208,521	2,210,319	保管事業総利益	9,760	6,609
(1) 信用事業収益	145,146	144,121	(11) 加工事業収益	-	-
資金運用収益	128,403	124,305	(12) 加工事業費用	-	-
（うち預金利息）	(454)	(349)	加工事業総利益	-	-
（うち受取奨励金）	(73,208)	(68,435)	(13) 利用事業収益	218,995	213,047
（うち有価証券利息）	-	-	(14) 利用事業費用	149,699	162,982
（うち貸出金利息）	(49,566)	(49,529)	利用事業総利益	69,296	50,065
（うちその他受入利息）	(5,175)	(5,992)	(15) 宅地等供給事業収益	-	-
役務取引等収益	6,712	6,667	(16) 宅地等供給事業費用	-	-
その他事業直接収益	-	-	宅地等供給事業総利益	-	-
その他経常収益	10,031	13,150	(17) その他事業収益	-	-
(2) 信用事業費用	50,849	31,569	(18) その他事業費用	-	-
資金調達費用	6,859	4,121	その他事業総利益	-	-
（うち貯金利息）	(2,761)	(2,182)	(19) 指導事業収入	86,824	88,985
（うち給付補填備金繰入）	(3)	(3)	(20) 指導事業支出	83,568	87,069
（うち借入金利息）	(1,933)	(1,336)	指導事業収支差額	3,256	1,916
（うちその他支払利息）	(2,162)	(600)	2 事業管理費	550,795	549,666
役務取引等費用	2,948	2,781	(1) 人件費	389,187	394,761
その他事業直接費用	-	-	(2) 業務費	52,289	51,812
その他経常費用	41,042	24,667	(3) 諸税負担金	17,676	17,147
（うち貸倒引当金繰入額）	(5,884)	-	(4) 施設費	90,654	84,802
（うち貸倒引当金戻入益）	-	(△ 14,343)	(5) その他事業管理費	990	1,144
（うち貸出金償却）	-	-	事業利益	101,078	118,175
信用事業総利益	94,297	112,552	3 事業外収益	22,348	23,331
(3) 共済事業収益	99,548	96,341	(1) 受取雑利息	174	147
共済付加収入	92,462	91,252	(2) 受取出資配当金	13,668	13,668
共済貸付金利息	-	-	(3) 賃貸料	4,902	4,760
その他の収益	7,086	5,089	(4) 貸倒引当金戻入益（事業外）	-	312
(4) 共済事業費用	9,914	10,199	(5) 償却債権取立益	1,428	1,728
共済借入金利息	-	-	(6) 雑収入	2,178	2,717
共済推進費	-	-	4 事業外費用	2,201	1,957
共済保全費	-	-	(1) 支払雑利息	-	-
その他の費用	9,914	10,199	(2) 貸倒損失	-	-
（うち貸倒引当金繰入額）	-	-	(3) 寄付金	207	228
（うち貸倒引当金戻入益）	(1)	-	(4) 貸倒引当金繰入額（事業外）	148	-
（うち貸出金償却）	-	-	(4) 貸倒引当金戻入益（事業外）	-	-
共済事業総利益	89,634	86,142	(5) 雑損失	1,845	1,729
(5) 購買事業収益	1,699,044	1,816,580	経常利益	121,225	139,549
購買品供給高	1,598,159	1,695,849	5 特別利益	3,668	13,511
購買手数料	50,237	52,911	(1) 固定資産処分益	118	839
修理サービス料	10,206	8,406	(2) 一般補助金	-	-
その他の収益	40,442	59,414	(3) その他の特別利益	3,549	12,672
(6) 購買事業費用	1,492,213	1,595,895	6 特別損失	20,307	5,248
購買品供給原価	1,378,330	1,477,064	(1) 固定資産処分損	12,495	2,028
購買品供給費	24,848	24,986	(2) 固定資産圧縮損	-	-
修理サービス費	10,452	11,939	(3) 減損損失	-	-
その他の費用	78,583	81,905	(4) 金融商品取引責任準備金	-	-
（うち貸倒引当金繰入額）	-	(33)	(5) その他の特別損失	7,812	3,220
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 58)	-	税引前当期利益	104,586	147,812
（うち貸倒損失）	-	-	法人税・住民税及び事業税	13,757	28,269
購買事業総利益	206,831	220,685	法人税等調整額	3,777	△ 3,544
(7) 販売事業収益	597,140	508,048	法人税等合計	17,533	24,725
販売品販売高	200,810	81,547	当期剰余金（又は当期損失金）	87,052	123,087
販売手数料	180,978	203,895	当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	18,179	26,129
その他の収益	215,353	222,606	会計方針の変更による累積的影響額	△ 9,083	-
(8) 販売事業費用	418,341	318,176	過去の誤謬の訂正による累積的影響額	-	-
販売品供給原価	188,908	76,549	遡及処理後当期首繰越剰余金	9,096	26,129
販売費	70,209	11,543	税効果積立金取崩額	304	-
その他の費用	159,223	230,084	当期未処分剰余金	96,452	149,217
（うち貸倒引当金繰入額）	-	(199)			
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 24)	-			
（うち貸倒損失）	-	-			
販売事業総利益	178,799	189,872			

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	R 4 年度	R 5 年度
1 当期末処分剰余金	96,452	149,217
2 任意積立金取崩額		
税効果積立金	304	-
3 剰余金処分額	70,323	130,026
(1) 利益準備金	18,000	25,000
(2) 任意積立金	15,000	53,544
経営基盤強化積立金	10,000	30,000
施設拡充強化積立金	5,000	20,000
税効果積立金	-	3,544
(3) 出資配当金	7,323	7,413
(4) 事業分量配当金	30,000	44,070
4 次期繰越剰余金	26,129	19,190

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

R 4 年度	1.00%	R 5 年度	1.00%
--------	-------	--------	-------

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

R 4 年度	4,400	R 5 年度	6,200
--------	-------	--------	-------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準
経営基盤強化積立金	組合事業の改善発展のため	毎年度末の組合員資本の30%か、前年度末の積立金のいずれか高い額	剰余金処分により積立	・経営環境・農業政策の変化等 ・不採算部門整理に伴う一時的な損失等
税効果積立金	①繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出 ②税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出 ③上記①～②に類する支出		繰延税金資産に相当する額を限度として積立	積立目的の①～③の事由が発生した場合
施設拡充強化積立金	施設等の補修・改修・取得に係る支出のため	出資金の20%	剰余金処分により積立	施設等の補修・改修・取得に係る必要額

■ 注記表 (令和4年度)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

[時価のあるもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

[時価のないもの]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）
- ② その他の棚卸資産（販売品）総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産（貯蔵品）最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は57,683千円であります。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）（以下、収益認識に関する会計基準等）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

○ 購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

○ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

○ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

○ 生産施設事業

乾燥調製施設・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。なお、年度末の共同計算販売勘定の残高はありません。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(収益の計上時期の変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当組合は、従来一時点で収益を計上していた取引の一部について、履行義務の充足をもって収益を計上するように変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が1,485千円増加し、販売事業総利益が1,485千円増加しております。また、当事業年度の購買事業収益が474千円増加し、購買事業費用が426千円増加し、購買事業総利益が47千円増加しております。これにより、事業収益が1,960千円増加し、事業費用が426千円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ1,533千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が489千円増加しております。

(全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米麦について、従来は集荷した時点で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が857千円減少し、事業総利益が857千円減少しております。これにより、事業収益が857千円が減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ857千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が9,572千円減少しております。

(代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が1,667,383千円、購買事業費用が1,667,383千円減少しております。これにより、事業収益が1,667,383千円、事業費用が1,667,383千円減少しております。

(購買事業における支払奨励金の会計処理)

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が14,653千円、購買事業費用が14,653千円減少しております。これにより、事業収益が14,653千円、事業費用が14,653千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

(1) 経済事業未収収益・前払費用及び前受収益・未払費用の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益・前払費用を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益・未払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）17,710千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 - 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画等を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金42,502千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は769,469千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 396,280千円、機械装置 287,822千円、その他の有形固定資産 85,367千円

(2) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 - 千円

理事および監事に対する金銭債務の総額 - 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(3) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

① 債権のうち危険債権額は168,714千円です。破産更生債権及びこれらに準ずる債権はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

③ 債権のうち貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

④ ①～③の合計額は168,714千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は外部出資目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利の上昇及び下落が予想される範囲内の場合には、経済価値の減少が無いものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	18,364,751	18,358,647	△ 6,104
貸出金	3,431,428	-	-
貸倒引当金（*1）	△ 39,798	-	-
貸倒引当金控除後	3,391,631	3,458,703	67,073
経済事業未収金	281,399	281,399	-
貸倒引当金（*2）	△ 915	-	-
貸倒引当金控除後	280,485	280,485	-
リース債権	276,634	276,634	-
貸倒引当金（*3）	△ 877	-	-
貸倒引当金控除後	275,757	275,757	-
外部出資	10,002	10,002	-
資産計	22,322,625	22,383,594	60,969
貯 金	21,767,526	21,751,089	△ 16,436
借入金	237,067	236,633	△ 435
経済事業未払金	522,473	522,473	-
負債計	22,527,066	22,510,196	△ 16,871

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）リース債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 外部出資

株式は取引所の価格によっております。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ホ リース債権

リース債権については、大部分が転貸リース債権であり、そのためキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローがほぼ同じタイミングで発生し、結果として、時価は帳簿価額にほぼ等しいと認められることから帳簿価額によっております。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 1,282,008 千円

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	18,364,751	-	-	-	-	-
貸出金 (*1, 2)	917,301	335,529	280,871	251,847	224,825	1,373,137
経済事業未収金	281,399	-	-	-	-	-
リース債権	65,069	51,735	47,171	35,176	32,723	44,760
合計	19,282,052	335,529	280,871	251,847	224,825	1,373,137

(*1) 貸出金のうち、当座貸越192,824千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等47,918千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	19,347,291	1,104,240	827,618	20,566	467,811	-
借入金	37,539	30,368	26,924	19,686	18,395	104,155
合計	19,384,830	1,134,608	854,543	40,252	486,206	104,155

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	【 株 式 】			
	雪印メグミルク(株)	2,567	10,002	7,435
	小 計	2,567	10,002	7,435

なお、上記評価差額から繰延税金負債2,057千円を差し引いた額5,379千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれておりません。

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 50,710 千円	
①退職給付費用	△ 20,798 千円	
②退職給付の支払額	4,200 千円	
③特定退職金共済制度への拠出金	15,044 千円	
調整額合計	△ 1,554 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 52,263 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 299,200 千円	
② 特定退職金共済制度 (J A 全国共済会)	246,937 千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 52,263 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 52,263 千円	③
⑤ 退職給付引当金	△ 52,263 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	20,798 千円
合計	20,798 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)及び各事業直接費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,137千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、74,698千円となっています。

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸出金償却否認額	51,032 千円
賞与引当金	1,264 千円
退職給付引当金	14,456 千円
役員退職慰労引当金	4,593 千円
減価償却費超過額	2,348 千円
減損損失否認額	6,415 千円
貸倒引当金	8,112 千円
その他	4,652 千円
繰延税金資産小計	92,872 千円
評価性引当額	△ 75,162 千円
繰延税金資産合計 (A)	17,710 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,057 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 2,057 千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	15,654 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.78 %
事業分量配当	△ 7.93 %
住民税均等割・事業税率差異等	0.56 %
評価性引当額の増減	△ 2.19 %
その他	△ 0.05 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.76 %

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1) 資産除去債務会計

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の事務所に使用されているアスベストを除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込み期間は10年、割引率は0.67%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	56,667 千円
時の経過による調整額	380 千円
期末残高	57,047 千円

■ 注 記 表 (令和5年度)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産（貯蔵品） 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は57,087千円であります。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

○ 購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

○ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

○ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

○ 生産施設事業

乾燥調製施設・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。なお、年度末の共同計算販売勘定の残高はありません。

2. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用方針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 21,254千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 - 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画等を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金28,080千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は769,468千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 396,280千円、機械装置 287,822千円、その他の有形固定資産 85,367千円

(2) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 - 千円

理事および監事に対する金銭債務の総額 - 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

- イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
- ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
- ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は55,018千円、危険債権額は40,961千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ ①～②の合計額は95,979千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は外部出資目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.23%下落したものと想定した場合には、経済価値が17,992千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	19,196,872	19,186,719	△ 10,154
貸出金	3,139,890	-	-
貸倒引当金(*1)	△ 25,455	-	-
貸倒引当金控除後	3,114,435	3,174,987	60,552
経済事業未収金	267,488	-	-
貸倒引当金(*2)	△ 951	-	-
貸倒引当金控除後	266,537	266,537	-
リース債権	356,725	-	-
貸倒引当金(*3)	△ 1,074	-	-
貸倒引当金控除後	355,652	355,652	-
外部出資	12,769	12,769	-
資産計	22,946,265	22,996,663	50,398
貯 金	22,488,780	22,468,458	△ 20,322
借入金	187,979	187,235	△ 744
経済事業未払金	475,204	475,204	-
負債計	23,151,963	23,130,897	△ 21,066

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) リース債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ホ リース債権

リース債権については、大部分が転貸リース債権であり、そのためキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローがほぼ同タイミングで発生し、結果として、時価は帳簿価額にほぼ等しいと認められることから帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 1,480,898 千円

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	19,196,872	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	800,910	307,069	269,356	243,224	214,375	1,263,466
経済事業未収金	267,488	-	-	-	-	-
リース債権	74,796	69,337	56,752	54,299	50,061	51,482
合計	19,997,782	307,069	269,356	243,224	214,375	1,263,466

(*1) 貸出金のうち、当座貸越168,032千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等41,491千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	19,792,477	918,349	1,272,249	446,998	58,707	-
借入金	39,368	29,696	22,457	20,878	18,663	56,917
合計	19,831,845	948,045	1,294,706	467,876	77,370	56,917

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	【株 式】 雪印メグミルク(株)	2,567	12,769	10,202
	小 計	2,567	12,769	10,202

なお、上記評価差額から繰延税金負債2,822千円を差し引いた額7,380千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 52,263 千円	
①退職給付費用	△ 20,780 千円	
②退職給付の支払額	13 千円	
③特定退職金共済制度への拠出金	14,781 千円	
調整額合計	△ 5,986 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 58,249 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 320,564 千円	
② 特定退職金共済制度 (J A全国共済会)	262,315 千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 58,249 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 58,249 千円	③
⑤ 退職給付引当金	△ 58,249 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	20,780 千円
合計	20,780 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）及び各事業直接費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,139千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、62,200千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸出金償却否認額	30,851 千円
賞与引当金	1,327 千円
退職給付引当金	16,112 千円
役員退職慰労引当金	5,206 千円
減価償却費超過額	2,209 千円
減損損失否認額	6,368 千円
貸倒引当金	4,476 千円
その他	7,042 千円

繰延税金資産小計 73,592 千円

評価性引当額 △ 52,338 千円

繰延税金資産合計 (A) 21,254 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △ 2,822 千円

繰延税金負債合計 (B) △ 2,822 千円

繰延税金資産の純額 (A)+(B) 18,432 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率 27.66 %

(調整)

永久に損金に算入されない項目 13.69 %

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 1.26 %

事業分量配当 △ 8.25 %

住民税均等割・事業税率差異等 0.39 %

評価性引当額の増減 △ 15.44 %

その他 △ 0.06 %

税効果会計適用後の法人税等の負担率 16.73 %

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 資産除去債務会計

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の事務所に使用されているアスベストを除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は10年、割引率は0.67%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 57,047 千円

時の経過による調整額 382 千円

期末残高 57,429 千円

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	R 4 年度	R 5 年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	104,585	147,812
減価償却費	54,428	53,363
減損損失	-	-
役員退任慰労引当金の増加額(△は減少)	△ 2,024	2,215
貸倒引当金の増加額(△は減少)	5,947	△ 14,421
賞与引当金の増加額(△は減少)	△ 164	229
退職給付引当金の増加額(△は減少)	1,553	5,985
その他引当金の増減額(△は減少)	-	-
信用事業資金運用収益	△ 128,402	△ 124,304
信用事業資金調達費用	6,859	4,120
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 13,841	△ 13,814
支払雑利息	-	-
有価証券関係損益(△は益)	-	-
固定資産売却損益(△は益)	12,377	1,188
固定資産除去損	-	-
外部出資関係損益(△は益)	-	-
その他損益	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 275,459	291,538
預金の純増(△)減	574,000	△ 268,400
貯金の純増減(△)	△ 249,618	721,254
信用事業借入金の純増減(△)	△ 61,616	△ 49,087
その他の信用事業資産の純増(△)減	6,571	6,275
その他の信用事業負債の純増減(△)	162,541	△ 160,131
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	-	-
共済借入金の純増減(△)	-	-
共済資金の純増減(△)	63	2,272
未経過共済付加収入の純増減(△)	247	851
その他の共済事業資産の純増(△)減	184	△ 55
その他の共済事業負債の純増減(△)	△ 12	-
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 38,313	△ 19,072
経済受託債権の純増(△)減	1,285	3,718
棚卸資産の純増(△)減	△ 33,303	△ 9,572
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	89,634	△ 22,093
経済受託債務の純増減(△)	-	-
その他経済事業資産の純増(△)減	△ 24,555	△ 54,914
その他経済事業負債の純増減(△)	△ 6,394	△ 26,949

科 目	R 4 年度	R 5 年度
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)	△ 8,199	6,199
その他の資産の純増(△)減	16,175	48,087
その他の負債の純増減(△)	58,814	94,875
信用事業資金運用による収入	126,166	124,476
信用事業資金調達による支出	△ 9,062	△ 5,084
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 15,000	△ 30,000
小 計	355,467	716,563
雑利息及び出資配当金の受取額	13,841	13,814
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	4,673	△ 13,756
過年度遡及会計適用による影響額	△ 12,555	-
事業活動によるキャッシュ・フロー	361,425	361,425
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却による収入	-	-
有価証券の償還による収入	-	-
補助金の受入による収入	-	-
固定資産の取得による支出	△ 18,382	△ 19,637
固定資産の売却による収入	△ 12,377	389
外部出資による支出	-	△ 198,890
外部出資の売却等による収入	30	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,729	△ 218,137
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
経済事業借入金の借入による収入	-	-
経済事業借入金の返済による支出	-	-
出資の増額による収入	19,489	28,445
出資の払戻による支出	△ 15,663	△ 27,411
持分の譲渡による収入	3,851	836
持分の取得による支出	△ 3,851	△ 836
出資配当金の支払額	△ 7,389	△ 7,322
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,563	△ 6,289
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	327,132	492,194
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,198,171	1,504,036
7 現金及び現金同等物の期末残高	1,504,036	1,997,960

■ 部門別損益計算書
【R4年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,860,394	145,146	99,548	1,876,843	644,979	93,878	
事業費用 ②	2,208,521	50,849	9,914	1,473,097	582,498	92,163	
事業総利益③ (①-②)	651,873	94,297	89,634	403,746	62,481	1,715	
事業管理費④	550,796	100,011	54,313	310,529	32,661	53,282	
うち人件費	389,187	78,905	42,456	205,578	21,011	41,237	
うち業務費	52,288	9,130	5,501	27,518	4,328	5,811	
うち諸税負担金	17,675	3,426	1,990	9,549	939	1,771	
うち施設費	90,653	8,357	4,253	67,350	6,331	4,362	
(うち減価償却費⑤)	54,428	3,399	1,469	45,441	2,194	1,925	
※うち共通管理費等⑥		38,941	22,675	108,048	10,476	20,171	△ 200,311
(うち減価償却費⑦)		2,522	1,469	6,999	679	1,307	△ 12,976
事業利益 ⑧ (③-④)	101,077	△ 5,714	35,321	93,217	29,820	△ 51,567	
事業外収益 ⑨	22,348	8,656	4,441	5,516	2,804	931	
うち共通分 ⑩		1,651	961	4,581	444	855	△ 8,492
事業外費用 ⑪	2,200	83	42	417	1,620	38	
うち共通分 ⑫		73	42	202	20	38	△ 375
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	121,225	2,859	39,720	98,316	31,004	△ 50,674	
特別利益 ⑭	3,668	391	104	2,930	150	93	
うち共通分 ⑮		179	104	496	48	93	△ 920
特別損失 ⑯	20,307	2,772	1,509	13,987	697	1,342	
うち共通分 ⑰		2,592	1,509	7,191	697	1,342	△ 13,331
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	104,586	478	38,315	87,259	30,457	△ 51,923	
営農指導事業分配賦額 ⑲		11,911	6,937	33,075	-		
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	104,586	△ 11,433	31,378	54,184	30,457		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

【R5年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,902,109	144,121	96,341	1,879,631	645,869	136,147	
事業費用 ②	2,234,268	31,569	10,199	1,474,380	583,330	134,790	
事業総利益③ (①-②)	667,841	112,552	86,142	405,251	62,539	1,357	
事業管理費④	549,666	91,699	56,155	315,076	42,405	44,331	
うち人件費	394,760	73,605	44,625	213,496	26,730	36,304	
うち業務費	51,812	8,329	5,297	28,115	6,028	4,043	
うち諸税負担金	17,147	2,802	1,870	9,724	1,758	993	
うち施設費	84,803	6,776	4,240	63,088	7,773	2,926	
(うち減価償却費⑤)	53,364	3,059	1,904	43,695	2,999	1,707	
※うち共通管理費等⑥		31,979	21,032	111,564	19,890	11,239	△ 195,704
(うち減価償却費⑦)		2,266	1,490	7,905	1,409	796	△ 13,866
事業利益 ⑧ (③-④)	118,175	20,853	29,987	90,175	20,134	△ 42,974	
事業外収益 ⑨	23,331	8,803	4,465	6,160	3,292	611	
うち共通分 ⑩		1,498	985	5,225	932	526	△ 9,166
事業外費用 ⑪	1,958	35	23	266	1,622	12	
うち共通分 ⑫		35	23	121	22	12	△ 213
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	139,548	29,621	34,429	96,069	21,804	△ 42,375	
特別利益 ⑭	13,511	1,432	1,037	9,575	890	577	
うち共通分 ⑮		1,432	942	4,994	890	503	△ 8,761
特別損失 ⑯	5,248	363	239	4,292	226	128	
うち共通分 ⑰		363	239	1,267	226	128	△ 2,223
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	147,811	30,690	35,227	101,352	22,468	△ 41,926	
営農指導事業分配賦額 ⑲		7,813	5,980	28,132	-		
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	147,812	22,877	29,247	73,220	22,468		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

R 4 年度	共通管理費等	正職員の人頭割で配分
	営農指導事業	生活その他事業を除く正職員の人頭割で配分
R 5 年度	共通管理費等	人頭割＋事業総利益割の平均値
	営農指導事業	生活その他事業を除く事業総利益割

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合） (単位：%)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
R 4 年度	共通管理費等	19.44%	11.32%	53.94%	5.23%	10.07%	100.00%
	営農指導事業	22.94%	13.36%	63.70%			100.00%
R 5 年度	共通管理費等	16.34%	10.75%	57.01%	10.16%	5.74%	100.00%
	営農指導事業	18.64%	14.26%	67.10%			100.00%

3. 部門別の資産

【R 4 年度】

(単位：千円)

	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共有資産
事業別の資産	25,256,460	23,019,614	174,378	1,578,074	102,560	10,044	371,790
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	25,256,460 (651,436)	23,091,889 (74,010)	216,465 (30,158)	1,778,618 (495,927)	122,005 (43,640)	47,483 (7,701)	

【R 5 年度】

(単位：千円)

	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共有資産
事業別の資産	25,922,755	23,782,061	175,302	1,511,710	50,059	24,843	378,780
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	25,922,754 (634,402)	23,900,557 (36,806)	178,799 (1,726)	1,747,682 (546,481)	69,181 (45,549)	26,535 (3,840)	

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

J Aでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。

資金の貸出しにあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行っております。

② JAバンクシステムについて

当J Aの貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇「J Aバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J A・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J Aバンクシステム」といいます。

「J Aバンクシステム」は、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するためのJ Aバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJ A等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJ Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金」等を活用し、個々のJ Aの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業運営に取り組んでいます。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

2. 信用事業の状況

利益総括表

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増減
資金運用収支	122	120	△ 1
役務取引等収支	4	4	0
その他信用事業収支	△ 31	△ 12	19
信用事業粗利益	125	124	△ 1
信用事業粗利益率	0.428	0.512	0.084
事業粗利益	681	728	47
事業粗利益率	2.707	2.888	0.181
事業純益	130	178	49
実質事業純益	131	178	48
コア事業純益	131	178	48
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	131	178	48

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)
＋金銭の信託運用見合費用]

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	R4年度			R5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	21,549	50	0.2321	21,418	50	0.2329
うち預金	17,900	0	0.0025	17,937	0	0.0019
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	3,649	50	1.3584	3,481	50	1.4227
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	22,192	5	0.0212	22,303	4	0.0184
うち貯金・定期積金	21,844	3	0.0127	21,983	3	0.0126
うち借入金	348	2	0.5560	320	1	0.4170
総資金利ざや			△ 0.2398			△ 0.1966

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経费率)]

注2) 経费率は、次の算式により計算しております。

[信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高×100]

■ 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	R4年度増減額	R5年度増減額
受取利息	3	1
うち預金	-	-
うち有価証券	-	-
うち貸出金	3	1
支払利息	1	△ 3
うち貯金・定期積金	△ 1	△ 1
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	2	△ 2
差引	2	4

注1) 増減額は前年度対比です

■ 利益率

(単位:%)

	R4年度	R5年度	増 減
総資産経常利益率	0.4816 %	0.5527 %	0.0711 %
資本経常利益率	7.4522 %	8.2218 %	0.7696 %
総資産当期純利益率	0.3458 %	0.4875 %	0.1417 %
資本当期純利益率	5.3514 %	7.2519 %	1.9005 %

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増 減
流動性貯金	10,743 (49.18%)	11,270 (51.31%)	527
定期性貯金	9,972 (45.65%)	9,567 (43.56%)	△ 405
その他の貯金	1,128 (5.17%)	1,128 (5.13%)	△ 1
計	21,844 (100.00%)	21,965 (100.00%)	121
譲渡性貯金	- (- %)	- (- %)	-
合計	21,844 (100.00%)	21,965 (100.00%)	121

注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

注3) ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増 減
定期貯金	9,820 (100.00%)	9,416 (100.00%)	△ 404
うち固定金利定期	9,804 (99.83%)	9,400 (99.83%)	△ 404
うち変動金利定期	16 (0.17%)	16 (0.17%)	0

注1) 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ()内は構成比です。

貯金者別貯金残高

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増 減
組合員貯金	18,190 [83.56%]	18,763 [83.43%]	574
組合員以外の貯金	3,578 [16.44%]	3,725 [16.57%]	148
うち地方公共団体	982 (27.45%)	937 (25.16%)	△ 45
うちその他非営利法人	107 (2.99%)	106 (2.83%)	△ 1
うちその他員外	2,489 (69.56%)	2,682 (72.00%)	194
合計	21,768	22,489	721

注1) []()内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

■ 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	R 4 年度	R 5 年度	増 減
手 形 貸 付	316	288	△ 28
証 書 貸 付	3,013	2,887	△ 127
当 座 貸 越	320	306	△ 13
割 引 手 形	-	-	-
合 計	3,649	3,481	△ 167

■ 貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円、%)

	R 4 年度	R 5 年度	増 減
固定金利貸出残高	2,904	2,575	△ 329
固定金利貸出構成比	84.6%	82.0%	△2.6%
変動金利貸出残高	527	565	38
変動金利貸出構成比	15.4%	18.0%	2.6%
残 高 合 計	3,431	3,140	△ 292

■ 貸出先別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	R 4 年度	R 5 年度	増 減
組 合 員 貸 出	3,329 [97.0%]	3,047 [97.0%]	△ 282
組 合 員 以 外 の 貸 出	103 [3.0%]	93 [3.0%]	△ 9
うち地方公共団体	- (- %)	- (- %)	-
うちその他非営利法人	- (- %)	- (- %)	-
うちその他員外	103 (100.0%)	93 (100.0%)	△ 9
合 計	3,431	3,140	△ 292

注1) []()内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	R 4年度	R 5年度	増 減
貯 金 等	53	46	△ 7
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	53	46	△ 7
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	2,763	2,777	14
そ の 他 保 証	7	7	△ 1
計	2,770	2,784	13
信 用	608	310	△ 298
合 計	3,431	3,140	△ 292

■ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	R 4年度	R 5年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	-	-	-
信 用	37	29	△ 9
合 計	37	29	△ 9

■ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	R 4年度	R 5年度	増 減
設 備 資 金 残 高	2,832	2,664	△ 169
設 備 資 金 構 成 比	82.5%	84.8%	2.3%
運 転 資 金 残 高	599	476	△ 123
運 転 資 金 構 成 比	17.5%	15.2%	△ 2.3%
残 高 合 計	3,431	3,140	△ 292

■ 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

		R 4 年度	R 5 年度	増 減
農	業	2,337 (68.1%)	2,108 (67.1%)	△ 229
林	業	- (- %)	- (- %)	-
水	産 業	- (- %)	- (- %)	-
製	造 業	- (- %)	- (- %)	-
鉱	業	- (- %)	- (- %)	-
建	設 業	6 (0.2%)	8 (0.3%)	2
電気・ガス・熱供給・水道業		- (- %)	- (- %)	-
運 輸 ・ 通 信 業		- (- %)	- (- %)	-
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業		- (- %)	- (- %)	-
金 融 ・ 保 険 業		- (- %)	- (- %)	-
不 動 産 業		- (- %)	- (- %)	-
サ ー ビ ス 業		70 (2.1%)	78 (2.5%)	8
地 方 公 共 団 体		- (- %)	- (- %)	-
そ の 他		1,016 (29.6%)	946 (30.1%)	△ 70
合 計		3,431 (100.0%)	3,140 (100.0%)	△ 291

注1) ()内は構成比です

■ 貯貸率・貯証率

(単位:%)

		R 4 年度	R 5 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	15.76%	13.96%	△ 1.80%
	期 中 平 均	16.70%	15.84%	△ 0.87%
貯 証 率	期 末	-	-	-
	期 中 平 均	-	-	-

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	R 4 年度	R 5 年度	増 減
農 業	2,556	2,154	△ 402
穀 作	349	458	109
野 菜 ・ 園 芸	114	190	76
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	1,218	1,116	△ 102
養 鶏 ・ 養 卵	0	-	△ 0
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	875	390	△ 485
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	2,556	2,154	△ 402

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	R 4 年度	R 5 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,971	1,971	-
農 業 制 度 資 金	584	182	△ 402
農 業 近 代 化 資 金	7	7	-
そ の 他 制 度 資 金	577	175	△ 402
合 計	2,556	2,154	△ 402

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	R 4 年度	R 5 年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,583	3,238	656
そ の 他	10	3	△ 6
合 計	2,592	3,242	649

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位:百万円)

	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
【R4年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	121	83	25	13	121
危険債権	48	31	-	16	48
要管理債権	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
小計	169	115	25	29	169
正常債権	3,304				
合計	3,473				
【R5年度】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	55	47	1	7	55
危険債権	41	32	-	9	41
要管理債権	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
小計	96	79	1	16	96
正常債権	3,077				
合計	3,173				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

■ 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	R 4年度	R 5年度	増 減
国 債			
地 方 債	該当する取引はありません		
社 債			
株 式			
そ の 他 の 証 券			
合 計			

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■ 商品有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

	R 4年度	R 5年度	増 減
商 品 国 債			
商 品 地 方 債	該当する取引はありません		
商 品 政 府 保 証 債			
貸 付 商 品 債 券			
合 計			

■ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3 年以下	3年超5 年以下	5年超7 年以下	7年超10 年以下	10年超	期間の定 めなし	合 計
R 4年度								
国 債								
地 方 債	該当する取引はありません							
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								
R 5年度								
国 債								
地 方 債								
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								

7. 有価証券等の時価情報

■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	R 4年度		R 5年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	該当する取引はありません			

[満期保有目的有価証券]

(単位:百万円)

	種 類	R 4年度			R 5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	該当する取引はありません					
	地方債						
	小 計						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債						
	地方債						
	小 計						
合 計							

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種 類	R 4年度			R 5年度		
		貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株 式	10	3	7	13	3	10
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	小 計	10	3	7	13	3	10
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	10	3	7	13	3	10	

■ 金銭の信託

[運用目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	R4年度		R5年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	該当する取引はありません			

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	R4年度				R5年度					
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	該当する取引はありません									

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:百万円)

	R4年度				R5年度					
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	該当する取引はありません									

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		R 4 年 度				
区 分	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (△純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	12	13	-	12	1	13
個別貸倒引当金	24	29	-	24	5	29
合 計	37	43	-	37	6	43
		R 5 年 度				
区 分	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (△純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	13	12	-	13	△ 1	12
個別貸倒引当金	29	16	-	29	△ 13	16
合 計	43	28	-	43	△ 14	28

9. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	R4年度	R5年度
貸出金償却額	-	-

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

(単位：千円)

項 目		R 4 年度	R 5 年度
収 入	賦 課 金	26,964	26,634
	指導受入補助金	37,820	35,218
	受 託 収 入	22,040	27,133
	計	86,824	88,985
支 出	営農改善指導費	30,057	32,011
	教 育 情 報 費	2,542	2,762
	健 康 管 理 推 進	355	385
	指導支払補助金	37,820	35,218
	営農指導雑支出	12,794	16,693
	計	83,568	87,069

2. 共済事業

● 長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		R 4 年度		R 5 年度	
		新 契 約 高	保 有 契 約 高	新 契 約 高	保 有 契 約 高
生	終 身 共 済	300	11,028	155	10,647
	定 期 生 命 共 済	14	453	72	497
	養 老 生 命 共 済	123	8,142	162	7,215
	こ だ も 共 済	29	1,375	30	1,313
命	医 療 共 済	-	217	2	197
	が ん 共 済	-	46	-	45
	定 期 医 療 共 済	-	100	-	94
	介 護 共 済	6	88	18	106
系	年 金 共 済	-	1,348	-	1,128
建 物 更 生 共 済		2,211	19,415	2,001	19,985
合 計		2,655	40,837	2,410	39,914

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載しております。

● 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	R 4 年度		R 5 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	0	7	-	7
	9	21	21	46
が ん 共 済	0	2	0	2
定 期 医 療 共 済	-	0	-	0
合 計	0	10	0	9
	9	21	21	46

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

● 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	R 4 年度		R 5 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	7	97	27	124
生活障害共済(一時金型)	-	5	-	5
生活障害共済(定期年金型)	-	12	-	12
特定重度疾病共済	7	58	5	63
合 計	14	171	32	203

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	R 4 年度		R 5 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	3	228	5	220
年 金 開 始 後	-	81	-	83
合 計	3	309	5	303

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

● 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	R 4 年度	R 5 年度
火 災 共 済	16	15
自 動 車 共 済	150	146
傷 害 共 済	7	6
賠 償 責 任 共 済	0	0
自 賠 責 共 済	22	20
合 計	195	188

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

注3) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

3. 販売事業

(単位：千円)

種 類	R 4 年度		R 5 年度		
	当期販売・取扱高	販売手数料	当期販売・取扱高	販売手数料	
米	401,514	8,650	377,367	9,189	
米以外の農産物	麦	147,121	8,030	137,475	8,538
	雑穀・豆類	190,190	10,953	225,752	11,821
	馬鈴薯	38,515	1,129	30,868	936
	甜菜	64,088	1,376	60,106	1,292
	野菜	1,519,534	44,992	1,558,091	46,166
	その他農産物	29,675	850	24,758	569
	小計	1,989,123	67,330	2,037,050	69,322
畜産物	生乳	3,861,010	68,396	4,638,247	82,220
	育成牛	47,951	862	27,939	507
	初妊牛	127,773	2,322	81,269	1,475
	経産牛	17,368	309	6,833	124
	乳用牛	954,189	6,542	465,508	8,560
	肉用牛	1,971,613	37,808	1,496,230	29,455
	鶏卵	3,069	57	779	14
その他畜産物	27,484	597	679,475	6,827	
小計	7,010,457	116,893	7,396,280	129,182	
合計	9,401,094	192,873	9,810,697	207,693	

4. 保管・利用・加工事業

(単位：千円)

項 目	R 4 年度		R 5 年度	
	金 額		金 額	
収入	保管料	10,629		9,453
	保管雑収入	3,068		1,585
	計	13,697		11,038
支出	保管労務費	1,290		1,183
	保管雑費	2,647		3,246
	計	3,937		4,429

5. 購買事業

(単位：千円)

種 類	R 4 年度		R 5 年度		
	当期供給・取扱高	購買手数料	当期供給・取扱高	購買手数料	
生	飼料	1,098,862	33,226	1,242,128	38,219
	肥料	415,732	42,996	460,292	33,888
	農薬	84,379	6,926	90,924	9,311
産	温床資材	62,997	4,948	77,948	4,889
	包装資材	97,924	8,191	99,196	8,412
資	農業機械	693,247	25,744	565,654	23,494
	石油類	629,357	110,023	628,937	109,446
材	自動車	9,862	359	17,684	261
	その他	237,598	19,805	269,323	21,367
合計	3,329,958	252,218	3,452,086	249,287	

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,882	1,963
うち、出資金及び資本準備金の額	735	744
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,185	1,271
うち、外部流出予定額(△)	37	51
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13	12
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	13	12
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	1,895	1,975
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	-	-
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-

少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連 するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定 資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連 するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	-	-
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,895	1,975
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	9,097	9,618
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される 額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係る ものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得 た額	1,098	1,164
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	10,195	10,783
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	18.59%	18.31%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額	所要自己資本額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
現金	175	-	-	105	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,432	3,686	147	19,260	3,852	154
法人等向け	172	172	7	150	150	6
中小企業等向け及び個人向け	111	83	3	81	61	2
抵当権付住宅ローン	12	4	0	11	4	0
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	1	1	0
取立未済手形	1	0	0	1	0	0
信用保証協会等保証付	2,726	273	11	2,562	256	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	401	401	16	402	402	16
(うち出資等のエクスポージャー)	401	401	16	402	402	16
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-

上記以外	3,191	4,512	180	3,308	4,934	197
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	881	2,202	88	1,079	2,698	108
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	4	11	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,310	2,310	92	2,225	2,225	89
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	25,221	9,132	365	25,880	9,659	386
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	25,221	9,132	365	25,880	9,659	386

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	所要 自己資本額	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	所要 自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	1,098	44	1,164	47
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計	所要 自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計	所要 自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	10,195	408	10,783	431

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	1,070	1,070	-	-	906	906	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	18,366	-	-	-	19,197	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	1,401	119	-	-	1,589	109	-	-	
個人	2,253	2,253	-	-	2,129	2,129	-	1	
その他	2,198	40	-	-	2,095	-	-	-	
業種別残高計		25,287	3,481	-	-	25,918	3,144	-	1
1年以下		18,739	374	-	-	19,025	328	-	-
1年超3年以下		199	199	-	-	662	162	-	-
3年超5年以下		223	223	-	-	267	267	-	-
5年超7年以下		288	288	-	-	264	264	-	-
7年超10年以下		740	740	-	-	604	604	-	-
10年超		1,333	1,333	-	-	1,308	1,308	-	-
期限の定めのないもの		3,764	323	-	-	3,787	210	-	1
残存期間別残高計		25,287	3,481	-	-	25,918	3,144	-	1
信用リスク期末残高		25,287	3,481	-	-	25,918	3,144	-	1
信用リスク平均残高		21,367	3,654	-	-	21,164	3,488	-	1

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	R4年度						R5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	12	13	-	12	1	13	13	12	-	13	△ 1	12
個別貸倒引当金	24	29	-	24	5	29	29	16	-	29	△ 13	16

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

		R4年度						R5年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	16	16	-	16	16	-	16	9	-	16	9	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	8	13	-	8	13	-	13	7	-	13	7	-
	業種別計	24	29	-	24	29	-	29	16	-	29	16	-

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		R4年度	R5年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	484	372
	リスク・ウェイト2%	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-
	リスク・ウェイト10%	2,468	2,347
	リスク・ウェイト20%	18,433	19,261
	リスク・ウェイト35%	11	9
	リスク・ウェイト50%	-	-
	リスク・ウェイト75%	94	70
	リスク・ウェイト100%	2,917	2,778
	リスク・ウェイト150%	-	1
	リスク・ウェイト250%	881	1,084
	その他	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-
自己資本控除額	-	-	
合 計	25,287	25,922	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	R4年度		R5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	5	-	3	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	13	-	13	-
合計	18	-	16	-

- 注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。
 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	R4年度		R5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	1,282	1,282	1,481	1,481
合計	1,282	1,282	1,481	1,481

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

R4年度			R5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

R4年度		R5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

R4年度		R5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利の貸出金の増加によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる

△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	-	-	43	37
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	-	7		
4	フラット化	12	7		
5	短期金利上昇	-	5		
6	短期金利低下	38	27		
7	最大値	38	27	43	37
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,974		1,895	

VI. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	27	-

(注1)対象役員は、理事12名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員から選出された委員9人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(2) 報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

当JAの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については6・12・1月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

令和5年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

対象職員等(注1)に対する報酬等	支給総額(注2)		
	報酬・給与等	賞与	退職金
当JAの職員	211	73	36
主要な連結子法人等の役職員	-	-	-

(注1)対象職員等に該当する者は、当JAの職員52人です(いずれも当期に退職した者を含みません)。

(注2)賞与及び退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(注3)「同等額」は、令和5年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4)「当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるもの」は、金融部門(役職)に携わるものを対象としています。

(3) 報酬等の決定等について

当JAの職員の給与は、年齢を基準とする本人給並びに職務および職務遂行能力を基準とした職能給を併せた基本給と各種の役職と生活補助のための付加給(諸手当)からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額により算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

Ⅶ. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年2月1日から令和6年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 6年 5月10日

北はるか農業協同組合

代表理事組合長 小林 治雄

Ⅷ. 沿革・歩み

本組合は大正に設立された産業組合が母体となっていますが、その過程において昭和初期の連続凶作、あるいは経済恐慌など幾多の試練を受けました。

次いで戦時統制のなかで農業会の事業が続けられましたが、敗戦に至り占領下における自由主義への体制のもと農村の民主化、農民の地位向上を目途に農業協同組合法が公布され、農業会は解散となり、旧組合は昭和23年発起人各位の努力により設立をみました。しかしながら戦後の混乱期にあって、ご承知のとおり経済変動は激しく、また社会情勢も混沌としたなかで、更に打ち続く冷災害により当然組合員及び農協の経営も困難を極め苦難の路でした。

昭和初期の凶作はこれを契機に穀物を主体とした農業から種畜農業へ転換が図られ今日の基礎づくりとなったといわれています。とはいえ、その道程は長く、また平坦なものではなく戦後の十数年は畜産と農産が二分する状態で推移しており、農産物では馬鈴しょを主体に豆類、そば、燕麦など多岐にわたっていました。

当組合は平成15年5月1日に4町村の3JA（下川町農業協同組合・美深町農業協同組合・中川町農業協同組合）が合併し、誕生いたしました。

名称の『北』は北海道を表し、『はるか』は道北という地理的なイメージとあわせて冷涼な大地に春の香り〔春香=はるか〕を連想させ、地域に根差して飛躍・発展する願いを込めております。

北海道の北部に位置し、厳しくも豊かな自然のもと、酪農・畜産を中心として稲作・畑作・施設野菜等地域の特色を生かした農畜産物を生産しております。

厳しく長い冬と短くも豊かな夏を凝縮した農畜産物を皆様の食卓にお届けすることが私たちJA北はるかへの使命と考えております。

また、各自治体と協力し新規就農者の受け入れにも力を入れております。酪農・畑作をはじめ、フルーツトマトやホワイトアスパラなどの施設野菜で多くの新規就農者が活躍しております。

○水稻（もち米） 収穫時期 9月下旬～10月中旬

JA北はるかではきたゆきもち、風の子もちの2品種をメインに作付けをしております。

当農協のもち米は生産する全ての米が特別栽培米となっております。農薬、化学肥料の使用を慣行の半分に抑え、安心、安全で環境にも優しい取組を行っております。

JA単位で全量特別栽培に取り組んでいるのは全道でも当JAだけで、農薬を散布する代わりに水田の草刈りやフェロモントラップの設置等で害虫の発生を管理し、クリーンで高品質なもち米を皆様にお届けできるよう努力しております。

○小麦 収穫時期 7月下旬～8月下旬

当JAの生産する小麦は、9月上旬頃に種をまき、翌年の夏に収穫する秋まき小麦と、4月下旬に種をまき、夏に収穫する春まき小麦の2種類があります。比較的淡泊な味わいで製麺に向くきたほなみ、製パン・製菓に適していてモチモチした食感が楽しめる春よ恋、製パンや製麺等に使用されるハルユタカ等、用途や特徴の異なる数種類の小麦を生産しております。

当農協では生産組合、農協、普及センターなど各関係機関が連携し、先進技術や栽培技術の講習会等を行い、良質な小麦の生産を行っております。

○蕎麦 収穫時期 9月上旬～10月中旬

JA北はるかでは寒暖差の激しい気候を生かして良質な蕎麦を生産しております。品種はキタワセソバ・キタミツキの2品種を中心に作付けしております。

蕎麦にはビタミンB1やミネラル成分など美容や身体に良い成分が多く含まれており、毛細血管を強化するルチンも豊富で、健康に良い食品です。

当JAの音威子府地区では、「匠そば」という独自のブランドを立ち上げる取組みを行っており、皆様に安心・安全な蕎麦を提供出来るように品質管理しております。

○南瓜 収穫時期 8月下旬～12月中旬

J A北はるかは、北海道最北端の南瓜産地です。昼夜の寒暖差により、澱粉質を豊富に含んだ南瓜を作ることが出来ます。この豊富な澱粉質が甘みと香りに変化し、冬至時期には糖度18度を超える「おいしい」南瓜となります。

生産者は収穫するまで葉を管理し、光合成を活発にさせ最後まで栄養を南瓜に蓄えるよう大事に育てているため、南瓜本来の味を最大限に引き出している産地です。

○フルーツトマト 収穫時期 6月下旬～10月下旬

J A北はるかは、道内初の光センサー選別機によって糖度8度以上の安定した品質のものが全国各地に出荷されており、夏場の出荷量は道内一となっております。

灌水量を極端に抑えた栽培法によって甘みや旨味の凝縮されたフルーツトマトはなんとイチゴ並みの糖度となります。

また、近年は脂肪燃焼効果や美容効果が期待できることにも注目されています。

○アスパラ（グリーン/ ホワイト） 収穫時期 グリーン4月上旬～7月上旬 ホワイト4月上旬～6月上旬

アスパラギン酸が多く含まれており、疲労回復等に効果があります。北海道の春の味覚としてギフト等で取り扱っていただいております。

ホワイトアスパラは、遮光栽培によって土壌栽培と比べ苦味やエグみが少なくて柔らかく甘いのが特徴です。

○さやえんどう 収穫時期 7月上旬～10月下旬

北はるかでは露地栽培とハウス栽培によって収穫時期をずらすことで長期的な出荷を可能にしております。徹底した選別体制や品質管理によって市場からも高い評価を受けており、全国でも有数の産地となっております。ビタミンCやカロテンを多く含んでおります。

○スナップエンドウ 収穫時期 6月中旬～10月中旬

近年注目されているエンドウの一種です。さやが柔らかく、さやと豆と両方食べる事が出来るのが特徴です。甘みがあり、栄養価も高く、触感が楽しめます。

また、露地栽培とハウス栽培によって収穫時期をずらすことで長期的な出荷を可能にしております。

○乳用牛 通年

管内には70戸の酪農家で乳用牛を約6,300頭飼育しております。良質粗飼料の生産を行い、良質乳の生産向上や乳量の増加に努めています。

5月から10月までの間は管内の牧場（恩根内放牧場・サンル牧場）、11月から4月までの冬期間は北はるか育成預託牧場で、計画的な後継牛の通年預託が可能になり、ゆとりある安心な酪農と経営の安定が図られます。

労働負担の軽減と経営の効率化を図るため、搾乳ロボットによる省力化、複数戸による大規模経営を推して参ります。

○肉用牛 通年

管内の畜産農家は、資源循環型農業を確立し、土づくり・草づくりにより健康な牛づくりに努めるとともに、粗飼料生産コストの低減と良質粗飼料生産による濃厚飼料の節減を図ります。

黒毛素牛の生産拡大を図るため、黒毛繁殖雌牛の育種価の高い繁殖雌牛の確保対策を強化し、北はるか管内素牛の資質向上を目指して参ります。

Ⅸ. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。
なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

<組合単体 農業協同組合法施行規則第204条関係>

開示項目	記載項目	開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項			
○業務の運営の組織	I-3①	・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤	・用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
○会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称	I-3⑥	・主要な農業関係の貸出実績	
○事務所の名称及び所在地	I-3⑦	・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3⑧	・貯貸率の期末値及び期中平均値	
●主要な業務の内容		◇有価証券に関する指標	
○主要な業務の内容	I-2	・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	
●主要な業務に関する事項		・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1	・有価証券の種類別の平均残高	
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2	・貯証率の期末値及び期中平均値	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)		●業務の運営に関する事項	
・経常利益又は経常損失		○リスク管理の体制	I-5
・当期剰余金又は当期損失金		○法令遵守の体制	I-5
・出資金及び出資口数		○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I-4
・純資産額		○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5
・総資産額		●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
・貯金等残高		○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II-3
・貸出金残高		○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III-5
・有価証券残高		・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・単体自己資本比率		・危険債権	
・剰余金の配当の金額		・三月以上延滞債権	
・職員数		・貸出条件緩和債権	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2,3,4,6	・正常債権	
◇主要な業務の状況を示す指標		○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
・事業粗利益及び事業粗利益率		○自己資本の充実の状況	V
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支		○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III-7
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや		・有価証券	
・受取利息及び支払利息の増減		・金銭の信託	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率		・デリバティブ取引	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率		・金融等デリバティブ取引	
◇貯金に関する指標		・有価証券店頭デリバティブ取引	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高		○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	III-8
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高		○貸出金償却の額	III-9
◇貸出金等に関する指標		○会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	I-3⑥
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高			
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高			

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・金利リスクに関する事項	V-8①
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②~⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・金利リスクに関する事項	V-9